

承認工場研修会

平成31年4月



門司税関
監視部保税地域監督官

説明内容

- ◆ 免税制度の趣旨・承認要件
- ◆ 飼料製造の条件と規格
- ◆ 適用条件の確認・大事なこと
- ◆ 製品の出荷と製造終了届・主な手続き
- ◆ 承認工場における義務と制限
- ◆ 承認工場における社内管理規定について
- ◆ 承認工場における内部監査について
- ◆ 経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

免税制度の趣旨・承認要件

飼料製造原料の減免税制度

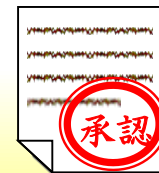
定率法第13条承認工場制度の趣旨

- 飼料等の製造に使用される輸入原料品（とうもろこし、こうりゃんその他グレーンソルガム等）の関税負担を軽減し、
- 良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、
- 畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするもの



農産物の国内生産者への影響を配慮し、原料の横流し（コーンスターチ製造用等）を防止するとともに、本制度の目的に沿った適正な実施及び関税債権を確保するため、「承認制度」、「用途外使用・同種原料品の混用使用の制限」、「製品検査」、「記帳義務」等が課せられている。

⇒ 税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。



飼料用麦に係る承認工場制度

暫定措置法第9条の2承認工場制度の趣旨

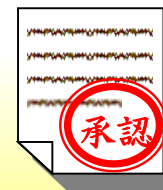
- 輸入された**麦（大麦・小麦）**が飼料の原料として使用されることを担保するための制度として
- 関税定率法第13条に規定されている承認工場制度と同様の制度を導入



あらかじめ税関長の承認を受けた工場において、**経済連携協定締約国産麦**を輸入し、**1年以内**に飼料を製造する場合に、当該経済連携協定に基づく麦の**関税を無税**とする制度。「譲許の便益の適用」

原料の横流しを防止するとともに、本制度の目的に沿った適正な実施及び関税債権を確保するため、「**承認制度**」、「**用途外使用・同種原料品の混用使用の制限**」、「**製品検査**」、「**記帳義務**」等が課せられている。

⇒ **税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。**



製造工場の承認要件

- 定率法基本通達13-1
- 暫定法基本通達9の2-1

① 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

- イ 申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合
- ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合
- ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合
- ニ 申請者が上記のイからハまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合
- ヘ 製造工場における輸入原料品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

② 設備や計量器を設置している等、設備が製造工場として適していること。

飼料製造の条件と規格

飼料製造の条件

免税原料品の輸入許可の日から

1年以内に、製品（飼料）を製造

定率法施行規則第2条及び
暫定措置法施行令規則第11条
に掲げる

飼料の規格を満たすこと

【定率法基本通達13-10】

【暫定法基本通達9の2-10】



家畜、家きん、魚類又はその他の産業用動物の飼料として使用されるもの

● これらの規定に該当しない場合には、飼料を製造したものと看做されないため、税関から用途外使用と判断される可能性があります。

関税徴収

飼料規格(定率法施行規則別表)①

◆ポイント:食糧用に適さないような加工を行う必要あり!

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	<u>飼料添加物を定める件(昭和51年農林水産省告示第750号)により定められた飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を除く)であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</u>
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)若しくはこれらと同種のほかの原料品又は、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。

飼料規格(定率法施行規則別表)②

配合飼料		配合割合
4 その他	前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が <u>全重量の12%以上</u> であること。
	中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が <u>全重量の2%以上</u> であること。
	後段	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の <u>合計の50%以上</u> であること。

【施行令第6条】

ライ麦、バナナの粉、砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干(カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)

単体飼料 (施行令第6条)	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの
------------------	--

飼料規格の例 ①

《別表第4号 前段》

こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が**全重量の12%以上**であること。

例示



免税品及び
同種原料品：粉碎とうもろこし

内 貨：ふすま



88%

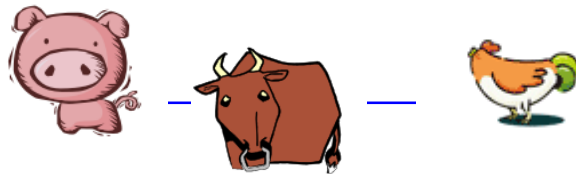
12%以上

飼料規格の例 ②

《別表第4号 中段》

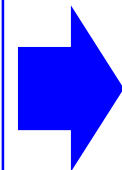
フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が**全重量の2%以上**であること。

例示



免税品：圧ペンとうもろこし

内 貨：魚粉、大豆かす など



98%

2%以上

飼料規格の例 ③

《別表第4号 後段》

こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、
こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上

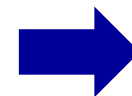
例示



免税品：圧ペンとうもろこし

免税品及び同種原料：粉碎こうりゃん

内 貨：アルファミールペレット



80%

10%

10%

飼料規格の例 ④

免税品：	圧ペンとうもろこし	60%
免税品：	粉碎こうりゃん	10%
内 貨：	ふすま	15%
内 貨：	大豆かす	15%

① 別表第4項 前段

$$\frac{15 + 15}{100} = 30\% \geq 12\%$$

② 別表第4項 後段

$$\frac{60}{60 + 10} \div 86\% \geq 50\%$$

※ 飼料が前段と後段の双方に該当する場合は上位のものから適用される
⇒ 上記の場合は前段に該当。

譲許の便益を適用する原料品

● 関税暫定措置法第9条の2

製 品	輸 入 原 料 品
配合飼料 又は 単体飼料	●飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品 ↓ 「小 麦」 ●飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第1003・90号に掲げる物品 ↓ 「大 麦」



飼料の規格(暫定法施行令第33条の2、暫定法施行規則第11条第1項第1号)

定率法施行規則第2条第1項各号に掲げる条件を備えたもの

別 表	配合飼料	配合割合
	1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
		色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
		飼料添加物を定める件(昭和51年農林水産省告示第750号)により定められた飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を除く)であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。
表	2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
	3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。

飼料の規格(暫定法施行令第33条の2、暫定法施行規則第11条第1項第1号)

定率法施行規則第2条第1項各号に掲げる条件を備えたもの

別 表	配合飼料		配合割合
	4 その他のもの	前段	こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の 12%以上 であること。
		中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の 2%以上 であること。
		後段	こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品の含有量の 合計の50%以上 であること。

配合飼料	
飼料の形状 (第1項第2号)	粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第2号に掲げる配合飼料はこの限りではない。
こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しょ生切干 (第1項第3号)	ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの として使用されたものであること。

飼料の規格（暫定法施行規則第11条第1項第2号、第2項第1～2号）

配合飼料

譲許の便益の適用を受けた豪州産小麦・大麦

- ・ひき砕いたもの
- ・ひき割りしたもの
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること

単体飼料

関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品
(小麦)

- ・ひき砕いたもの（小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの）
- ・ひき割りしたもの（小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの）
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

関税定率法別表第1003・90号に掲げる物品
(大麦)

- ・ひき砕いたもの
- ・ひき割りしたもの
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

適用条件の確認・大事なこと

免税制度の適用状況の確認

【適用要件】

- 特定の原料品を輸入し特定の製品(飼料)を製造すること。
- 特定の原料品の輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製品(飼料)が製造されること。

確認

税関(保稅部門)による検査(帳簿等)

国内

税関長

承認

承認工場

外国貨物

内国貨物

保税地域

特定の原料品の輸入

とうもろこし、こうりゃん、
ライ麦、大麦等

輸入申告

輸入許可

免税

原料品

製品

飼料

ユーザ

製造者の名をもって輸入申告する
(限定申告者)

- ・ 関税定率法施行令第7条第2項
- ・ 関税暫定措置法施行令第33条の5第2項

輸入許可の日から1年以内に製造
翌月の10日までに製造終了届を提出

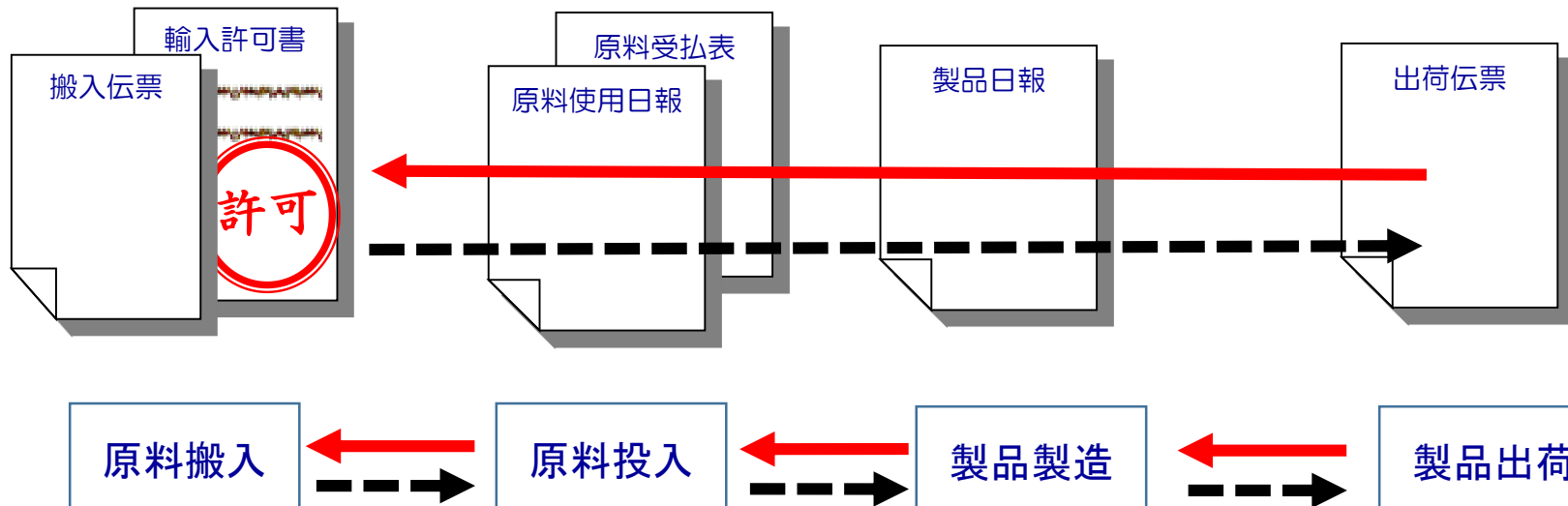
- ・ 定率法基本通達13-14
- ・ 暫定法基本通達9の2-15

大事なこと ①

■トレーサビリティ

原料の搬入から製品の搬出まで、関係帳票でトレースできること

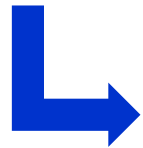
製造された製品について、いつ、どれだけの原料が製造工程に投入され、いつ、どれだけの量のものが製品として計上されたものであるかが、明確に分かる体制が整備されていること！



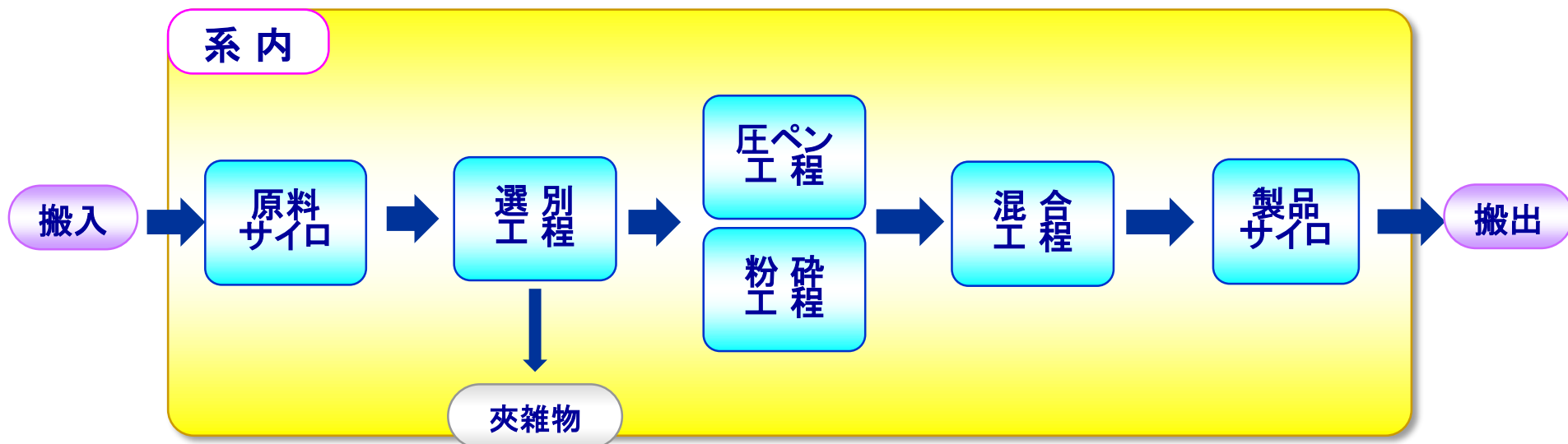
大事なこと ②

■ 貨物管理

製造工程の系内から系外に出るものが確実に把握できること。



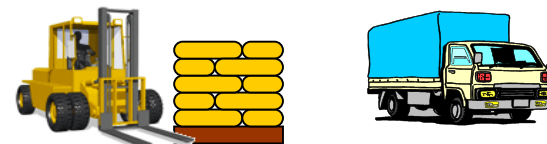
製造工程を一つの系内と考えた場合、その系内から系外にいくつもの数量が把握できること！



製品の出荷と製造終了届・主な手続き

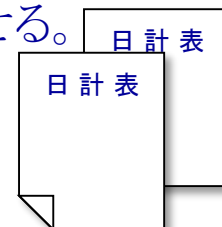
製品の出荷

- 定率法基本通達13－14(1)ニ
- 暫定法基本通達9の2－15(1)ニ



製品の搬出は、取締上支障がない限り、製造終了届の提出前においてもできるものとし、**責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。**

なお、飼料製造工場における「**製品のばら搬出**」については、
次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。



- ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホップースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、**ホップースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下**でなければならない。

なお、ホップースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

- 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに**看貫票又はこれに代わるものを作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。**



終了届 ①

- 定率法基本通達13-14(1)イ~ハ
- 暫定法基本通達9の2-15(1)イ~ハ

- イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付用)を翌月の10日までに当月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。また、前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出する。
- ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。
- ハ 上記ロにより検査(審査)が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

終了届 ②

● 終了届の記載要領(留意点)

- $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$ 欄の分子には、「製造終了届明細表」に設けられている、「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税原料品別集計値を計上する。
分母には、**棚卸方式**により確定した各免税原料品別実使用高を計上する。

- **棚卸方式**とは、各免税原料品の月間実使用数量を、以下の計算式により算出把握する方法をいう。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{免税原料} \\ \text{品の当月} \\ \text{受入数量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税原料品} \\ \text{の実使用高} \end{array} \right)$$

主な手続き

- ▼ 輸入の手続き(限定申告など)⇒ 通常は通関業者！
- ▼ 原料品の搬入(計量など)
- ▼ 飼料の製造(粉碎、加熱圧ペン、混合等)
- ▼ 製品の搬出(バラ出荷は要件に注意)
- ▼ 棚卸の実施(実施要領あり⇒原料使用数量の確定)
- ▼ 製造終了届の提出(翌月10日まで)



承認工場における義務と制限

義務・制限（① 記帳義務）

- 定率法施行令第12条1項
- 暫定措置法第33条の11第1項
（製造用原料品に関する記帳義務）



帳簿の保存期限
2年

搬入

使用

製品

検査

搬出

亡失
滅却

〔1号〕

〔2号〕

〔3号〕

〔4号〕

〔5号〕

〔6号〕

原料の
品名
数量
搬入年月日
輸入許可年月日
許可番号

使用または混用した
原料品の
品名
数量
使用年月日

製品及び副産物の
品名
数量
製造年月日

製造終了後の税
関検査を受けた
製品副産物の
品名
数量
検査年月日

製品及び副産物の
品名
数量
搬出年月日

製造用原料製品又は副
産物の
品名
数量
亡失又は滅却年月日
場所及び理由

- 第2項 税関長が必要ないと認める事項は記載を省略することが可能

【帳簿の備付け】

定率法基本通達13－23 ・暫定法基本通達9の2－24

・帳簿の保存は関税法基本通達61の3－1(5)～(8)を準用

義務・制限（② 用途外使用）

- 定率法第13条第6項、関税定率法施行令第10条、定率法基本通達13-15
- 暫定法第9条の2第6項、暫定法施行令第33条の8、
暫定法基本通達9の2-16

基本

製造用原料品の
用途外使用は「禁止」

(例外)

税関長の承認を受けたときのみ「OK！」

腐敗・変質
・原料として
使用できない

用途外使用
目的からみて
やむを得ない

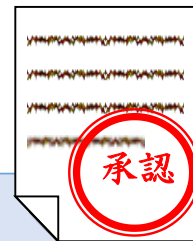
承認を受けずに
用途外使用

処罰の対象

(関税法第112条の2)

◆価値の減少がある場合、関税を軽減
【関税定率法第10条1項】に準じる

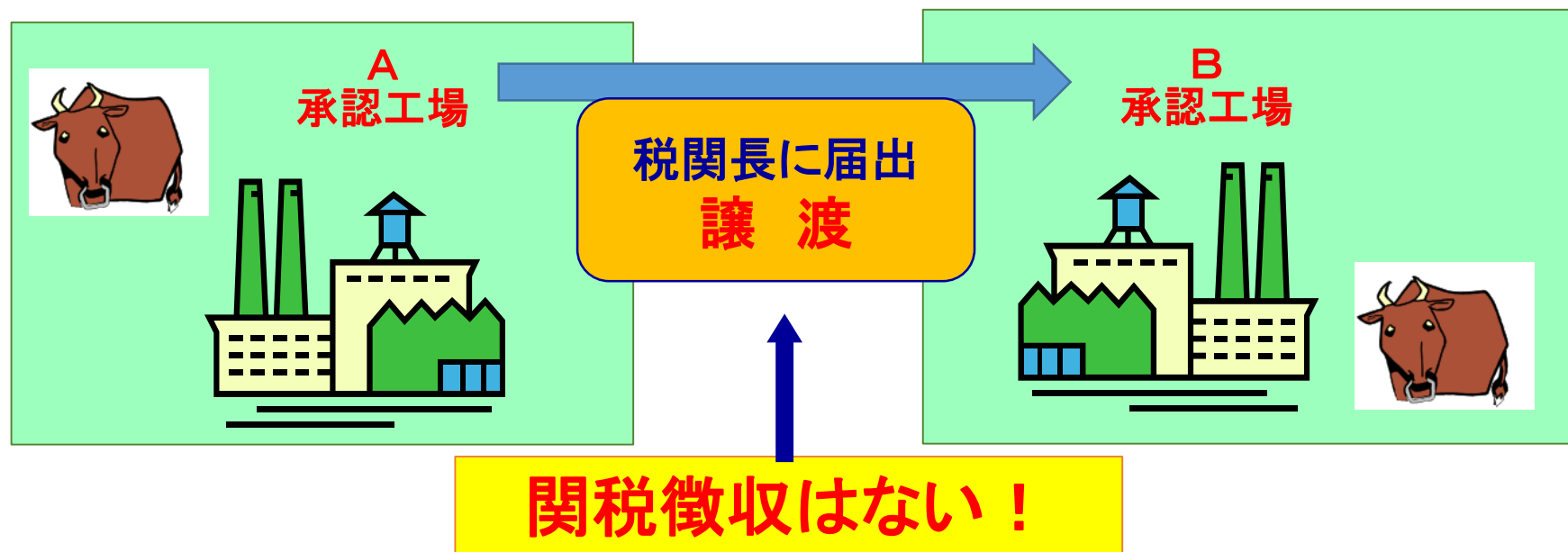
1年以下の懲役 又は
200万円以下の罰金



義務・制限（③ 譲渡）

- 定率法施行令第11条の2、定率法基本通達13－19
- 暫定法施行令第33条の10、「暫定法基本通達9の2－20

原料が不足している場合には、必要な手続きを行うことで、他の承認工場から譲り受けることができます。



義務・制限（④ 混用使用）

- 定率法第13条第4項、定率法施行令第8条、定率法基本通達13-12
- 暫定措置法第9条の2第4項、暫定法施行令第33条の6、
暫定法基本通達9の2-12

基本

製造用原料品の混用使用

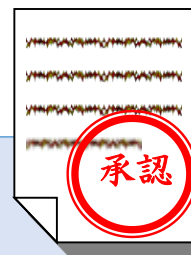
減免税された
製造用原料品

+

課税済原料品
又は
国産原料品



税関長の承認を
受けた場合は
OK！



混用使用ではない場合

減免税された
製造用原料品

+

減免税された
製造用原料品

その他の内貨原料
として、取り扱う

加熱圧ペン
とうもろこし
(製造終了届提出済)

+

減免税された
製造用原料品

義務・制限（⑤ 同時蔵置）

- 定率法基本通達13－13
- 暫定法基本通達9の2－14

飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42－3の例に準じて取り扱う。



以前までは「糖みつ」に限定されていた部分を拡大

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

確実な数量の
測定の実施

+

関税定率法施
行令第12条の
記帳義務

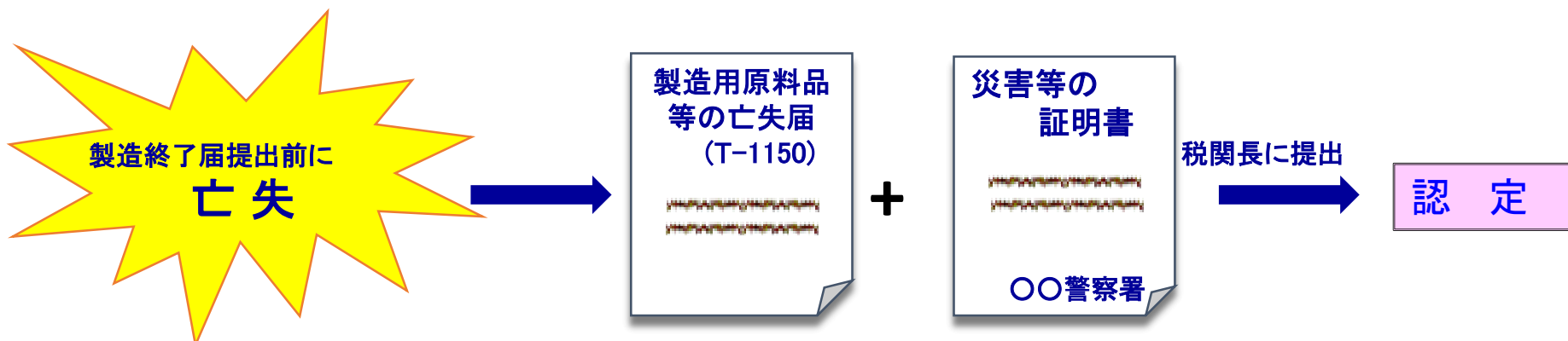
確実な数量管理が重要です。

関税基本通達42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）

貨物を蔵置する施設において取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物が搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱う。

義務・制限（⑥亡失及び滅却）

- 定率法施行令第11条第1項(亡失)、第2項(滅却)、定率法基本通達13-17
- 暫定法施行令第33条の9、暫定法基本通達9の2-18



ただし、単なる亡失(盗難等)は、災害その他やむを得ない理由とは認められない

関税徴収なし



義務・制限（⑦ 関税徴収）

- 定率法第13条第7項、定率法施行令第6条の2第2項、定率法基本通達13-16
- 暫定法第9条の2第7項、暫定法施行令第33条の3、暫定法基本通達9の2-17

関税を徴収

- 輸入許可の日から1年以内に製造されない場合又は製造終了届を提出しない場合
- 定められた規格の飼料製造以外の用途に使用した場合又は用途外使用のために譲渡した場合
- 承認を受けた製造工場以外の場所で使用した場合
- 承認を受けずに同種の原料品を混用使用した場合
- 製造歩留りが合理的な割合を下回ったとき

関税を軽減

- 承認を受けて用途外使用する場合で変質・損傷・価値の減少がある場合

亡失
減却
譲渡

- ・・・災害その他やむを得ない理由により亡失
- ・・・税関長の承認を受けて減却
- ・・・他の承認工場において本来の用途に供するため譲渡



関税の徴収が免除

税関長への承認・届出等が行われた場合のみ

承認工場における 社内管理規定について

社内管理規定について

非違や事故の発生原因の多くは

担当者の不注意、認識不足などによる
基本動作の不徹底が主な原因



適正な貨物管理を推進するには

社内管理規定（CP）に基づく基本動作の
周知徹底 及び関係法令の熟知が必要

関係書類と貨物の確実な対査確認
反復した教育訓練及び
実効ある内部監査の実施



社内管理規定について

製造工場の承認の要件

【定率法基本通達13-1、暫定措置法基本通達9の2-1】

◆定率法第13条第1項、暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限る。

(1)製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しないものであること。

へ 製造工場における輸入原料、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順を確保できる十分な能力がないと認められる場合

製造工場の承認申請書の添付書類

【定率法基本通達13-5、暫定措置法基本通達9の2-5】

◆製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。

(1)申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面(配置図及び求積図)、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定(CP=Compliance-Program)とする。

この社内管理規定により、責任体制、業務手順を確保することになります。



社内管理規定について

【自主管理の基本的な考え方】

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、原料の搬入から製品の搬出までの貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に把握・記帳すること

→ 税関による間接管理を担保



製造工場が、法令の規定に基づいて貨物管理を適正に行うために自ら策定するルール

自らの製造工場における貨物管理の実態に応じて、関税法等の法令の規定を、自社におけるルールとして、より具体化したもの。

飼料製造工場の承認申請の際にCPを添付する必要があり、税関ではその内容をもって適正な貨物管理が確実に行われるかどうか審査します。



- CPに盛り込む基本項目は次ページ以降のとおりであるが、申請者の業務実態に応じた内容とする必要がある。
- CPに記載されている各担当者の業務内容や書類と貨物の流れが実態に即していない場合は受理されない。
- 社内体制や手続の変更により、CPの内容と実態が合致しなくなった場合は、速やかにCPの内容を改正のうえ、税関に提出する必要がある。

社内管理規定について

製造工場における社内管理規定については
関税定率法基本通達13-5（4）および関税暫定措置法基本通達9の2-5（4）
それぞれにおいて
「関税法基本通達34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする」
としています。

CPの基本項目

①社内管理規
の目的

②社内管理責任
体制の整備

③貨物管理手続
体制の整備

④貨物の保全の
ための体制
の整備

⑤税関への通報
体制の整備

⑥教育訓練につ
いての体制の
整備

⑦評価・監査
制度の整備

⑧その他
留意事項

一般的な保税地域と同様の項目となっていますが、製造工場の
実態に即した内容にする必要があります。



社内管理規定について



①社内管理規定の目的

承認工場における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

【例】第〇条 この規定は、当社が管理運営する承認工場における貨物管理及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きが、適正かつ円滑に行われるよう確保することを目的とする。

②社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

総合責任者

承認工場が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

貨物管理責任者

製造工場の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、製造、蔵置、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

顧客（荷主）責任者

製造工場を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者

委託関係責任者

（製造工場での業務について委託業務を行っている場合）委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者

加工・製造責任者

承認工場が行う飼料の加工、製造について、管理する責任者

通常、社内の責任体制を明確にするためにCPの別紙として「社内貨物管理体制組織図」が作成されています。

社内管理規定について

③貨物管理手続体制の整備

製造工場における基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、原料の搬入、製造、棚卸、蔵置、製品の搬出の各段階における管理手続や税関手続き等の規定を整備する。

搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。（例えば、搬入原料に係わる書類との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等）

蔵置管理

原料や製品の蔵置中における基本動作について定める。

顧客（荷主）管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

製造管理

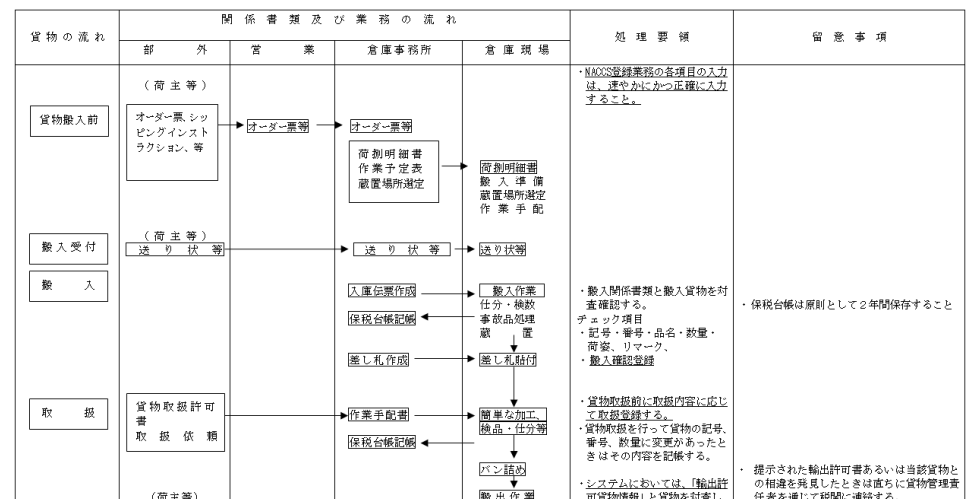
製品の製造等に関する基本動作の詳細について定める。

記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

保税業務を他者に委託している場合は、当該業務に係る規定の整備や税関への提出は、受託者と調整したうえで、倉主等が自己の責任において行うこととなる。

通常、これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書を、CPの付属書として整理する形が取られています。



社内管理規定について

④貨物の保全のための体制の整備

製造工場における貨物の亡失等を防止し、原料や製品の適切な保全を図るため、必要に応じて製造工場への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該工場内の巡回警備等を行う体制を整備する。

製造飼料の種類の変更、工場の増減坪又は周辺状況の変化等に応じ、製造原料、製品の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。



⑤税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される原料及び製品の異常、不審情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。



- 社内における連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）
- 税関に対する連絡手順及び体制を整備する必要があります。

社内管理規定について



⑥教育訓練についての体制の整備

すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

保税業務検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるので、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

⑦評価・監査制度の整備



社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

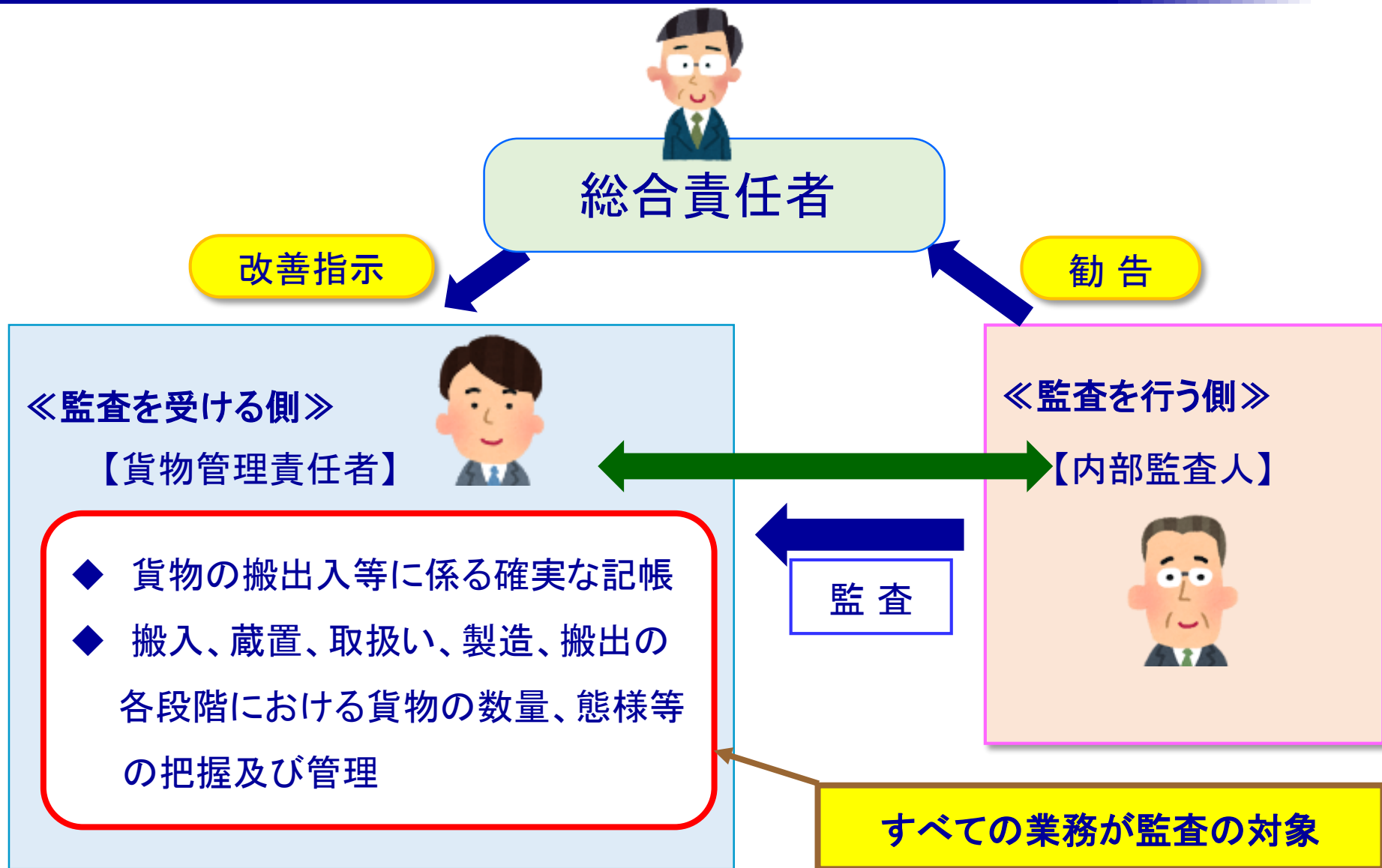
- 原則として毎年実施
- 評価・監査の結果を都度税関に提出

⑧その他留意事項

社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

承認工場における 内部監査について

内部監査における責任者の立場



内部監査とは

- 内部監査とは、
 - 企業等の組織体における目標達成に向け効果的に役立つことを目的として
 - 組織体の諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、
公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、
 - 問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、
組織の **自助作用** として助言・勧告を行う組織内の独立した機能
ということができると思います。

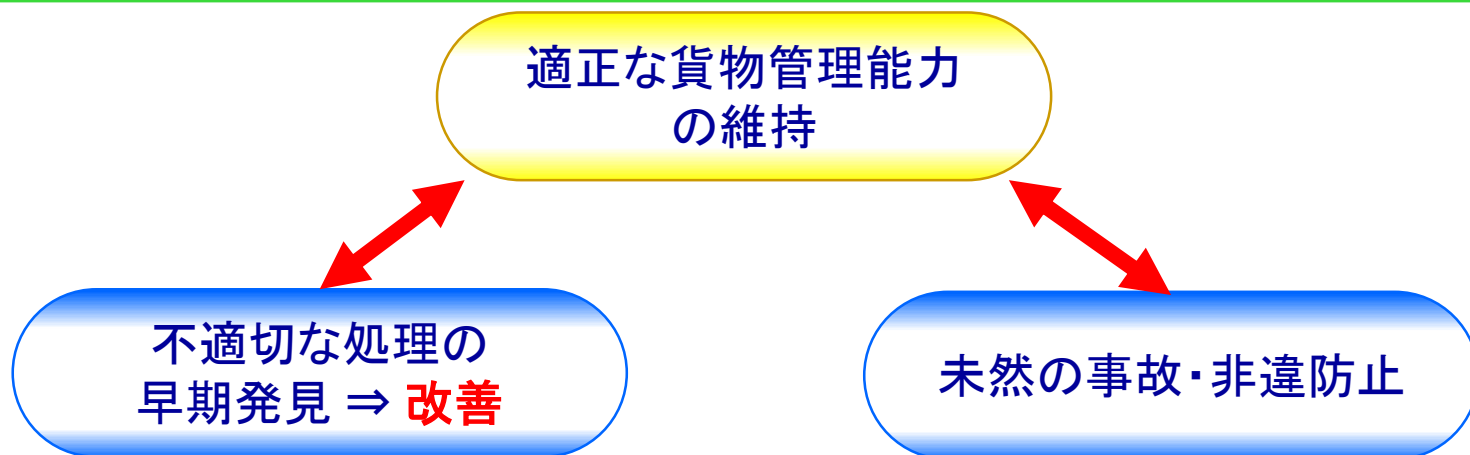
内部監査の目的

■内部監査の目的

◆基本通達34の2－9(社内管理規定の整備)

(7)評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



内部監査人について

■ 望ましい内部監査人像

▼ 社内管理規定等により、権限付与(高い独立性)

他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行します。

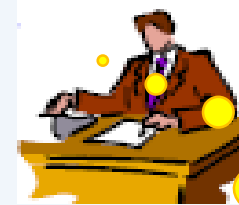
▼ 保稅業務に精通(十分な専門知識)

職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要があります。

▼ 関税法上役職等の限定規定なし

会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はありません。

- ・ 独立性
- ・ 十分な知識



誰かいらない
ですか！！

■ 基本通達上の規定

▼ 社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(7)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

▼ 保稅業務を委託する場合の範囲：基本通達34の2-11(2)

総合責任者、貨物管理責任者・・・、内部監査人は被許可者の従業員であること。

▼ 許可の際に付する条件：基本通達42-11(6)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

内部監査人の手法・心構え

■ 模範的な監査手法

▼ 監査計画の作成

- ・ 貨物管理の実態把握(貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等)
- ・ CP履行状況の把握(CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等)

▼ 評価基準の作成

- ・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

▼ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告
- ・ 社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策等の提言



■ 監査人としての心構え

▼ 客観的な視点で、なれあいではなく、毅然とした態度で臨みます。

▼ 原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は具体的な内容にします。



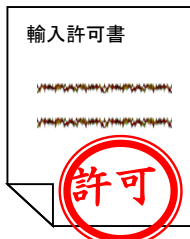
保税業務(搬出入)と内部監査 ①

■ 搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 搬入関係書類(輸入許可書、送り状等)と貨物との対査確認は確実に行われていますか。
- ・ 搬出関係書類(出荷伝票等)と貨物との対査確認は確実に行われていますか。

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です！



■ 搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 帳簿への記帳は手順書等に基づき、速やかに適正な処理が行われていますか。
- ・ 記帳を行う際の書類は、確認書類として適正な書類と言えるものですか。



保税業務(搬出入)と内部監査 ②

■CPと実際の搬出入手続きとは一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る
場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に
行ってください！！



■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断します。

保税運送承認書

保税台帳

■CPと実際の搬出入手続きを一致させるためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのような手続きが記載されているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。

保稅業務(搬出入)と内部監査 ③

■ 帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 帳簿上の数量と実在庫数量は一致していますか。



現場での実在庫の
確認が重要です。



■ 保稅地域以外の場所に貨物が蔵置されていないですか。

(サイロなど蔵置場の許可を受けている場合)

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者が保稅地域のエリアを認識していますか。
- ・ 保稅地域のエリアが明確に判る措置(表示、線引き等)がとられていますか。(表示等が消えかけていないか)

通關担当者が保稅地域のエリアを知らずに、保稅地域外に外国貨物を移動させた事案も過去に発生していますので注意願います。



保税業務(搬出入)と内部監査 ④

■ CPと実際の在庫管理手続が一致していますか。

担当者はだれですか。



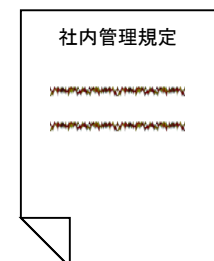
【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図や担当者名簿に記載された担当者により管理業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続を行っているかを確認していますか。

■ CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。
- ・ 月末に棚卸しを行っているか、また、その際の記録は保管しているかを確認します。



保稅業務(搬出入)と内部監査 ⑤

- CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じていますか。また、当該措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分ですか。
- ・ 警備会社に委託している場合に、警備会社からの報告は定期的に行われていますか。
- ・ 体制組織図、保稅業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

- ・ 施設の種類(建屋、野積場等)によって、保全体制が変更することにもなる可能性がありますので、不明な場合は、税関へ相談願います。
- ・ 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じますのでご注意ください。



保稅業務(搬出入)と内部監査 ⑥

- 輸入許可書、送り状等、
又はその写しが整理・保存されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、
現物を確認してください。



- CPと記帳手続が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

■ 記帳の重要性

関税定率法では、令第12条により、製造工場の承認を受けた者に対して、製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する状況を明確に記帳することを義務付けし、これによって、製造用原料品の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるものであり、「自主管理の根幹」となっています。



保税業務(製造管理)と内部監査 ①

■ 配合飼料が、飼料規格どおりに製造されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 免税原料品が、輸入許可の日から1年以内に製品(飼料用)を製造していますか。
- ・ 定率法施行規則の別表に掲げる飼料の規格を満たしているかを確認していますか。

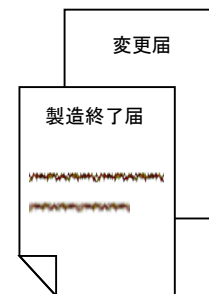
・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る 場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に 行ってください！！



■ 税関への報告が確実に実施されていますか。 また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 当月分の製造実績(製造終了届)が、翌月の10日まで税関へ報告されていますか。
- ・ 製造工程を変更していませんか。
また、変更した場合には、その内容を税関へ届け出ていますか。



保稅業務(製造管理)と内部監査 ②

- 製造に関する関係書類等が、整理・保存されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物を確認してください。



- 税関への手続が適正にされていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 製造用原料品が、税関の承認を受けずに特定の製品(飼料)の製造以外の用途に使用されていませんか。
- ・ 製造用原料品が、税関に届け出ることなく、他の承認工場に譲渡されていないかを確認していますか。
- ・ 製造用原料品が、税関の承認を受けずに混用使用された実績がないかを確認していますか。



保稅業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ①

■通報体制の履行状況は適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされていますか。
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切になされていますか。
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されていますか。

休日における税関への通報先も忘れずに！

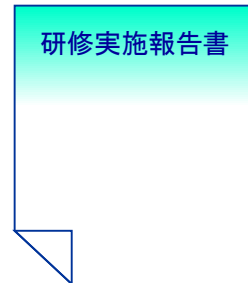


■従業員(下請事業者を含む)に対する社内研修は十分に実施されていますか。 また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存されていますか。
- ・ 部外研修会やMOU連絡会等への参加記録は作成・保管されていますか。
また、その内容は社内等で共有されていますか。
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改定していますか。

研修実施報告書



保税業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ①

■貨物の入在庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 社内部門間の連絡体制は、社内管理規定等に基づいて適正に運用されていますか。

■税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 定例ミーティングの機会等を利用し、周知徹底が図られていますか。



特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているかを確認願います！

保税業務(その他)と内部監査 ①

■貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 製造用原料品及び製品の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は、立ち会っていますか。
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されていますか。
- ・ 不適正な税関手続等があった場合には総合責任者に報告がなされていますか。



■問題となる業務委託はないですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結していますか。
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認していますか。
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握していますか。

契約内容、期間を確認することも
大切です。



保税業務(その他)と内部監査 ②

■ 承認条件 に記載されている保税の手続は適切に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は遅滞なく提出されていますか。
- ・ 製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿が保存されていますか。
- ・ 承認内容に変更した場合、税関の承認又は届出を提出されていますか。



■ 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っていますか。
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されていますか。
- ・ 業務手順書が整備され、有効に活用されていますか。

経済連携協定の発効に伴う承認工場 に係る Q & A

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問1】

TPP11 協定(CPTPP)及び日EU・EPA発効に伴い、発効後に協定締約国から輸入される製造用原料品について、関税暫定措置法第9条の2に規定された譲許の便益の適用があるか。

【答】

- TPP11 協定(CPTPP)及び日EUEPAにおいて、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦について、関税を撤廃することが合意されています。
- TPP11 協定(CPTPP)及び日EUEPAが日本国について効力を生ずる日に関税暫定措置法及び関係政省令の改正が施行となるよう既に対応済であり、締約国から輸入される製造用原料品も同法第9条の2の規定に基づく承認工場制度の対象となり、譲許の便益が適用されます。

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問2】

オーストラリア協定に係る承認工場制度とTPP11 協定(CPTPP)に係る承認工場制度について、承認要件等、手続に異なる点はあるか。

【答】

- 手続に異なる点はありません。
- なお、譲許の便益の適用を受けた製造用原料品については、基づく協定が異なったとしても取扱いに違いはありません。

【問3】

既にオーストラリア協定に係る製造工場の承認を受けている場合、新たにTPP11 協定(CPTPP)に係る製造工場の承認を受ける必要はあるか。

【答】

- 既にオーストラリア協定に係る製造工場の承認を受けている場合、TPP11 協定(CPTPP)発効に伴い新たに承認を受ける必要はありません。

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問4】

製造用原料品の原産国が変更または追加になる場合、製造工場の承認内容の変更手続は必要か。

【答】

●承認内容の変更手続は不要です。

承認内容の変更を希望する場合は、承認を受けた税関にご相談ください。

【問5】

製造用原料品の原産国が変更または追加になることで、歩留りに変更が生じる可能性があるが、新たに歩留りの設定は必要か。

【答】

●新たに歩留りの設定をする必要はありませんが、製造終了届を提出する段階で、設定された歩留りの許容範囲を恒常的に外れるようであれば、歩留りを改定する場合があります。

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問6】

既に交付された歩留り通知書に「豪州産」と記載されているが、TPP11 協定（CPTPP）発効後にTPP11 協定（CPTPP）締約国から譲許の便益を適用して輸入する製造用原料品を使用する場合、文言の変更手続は必要か。

【答】

- 原産国が変更になることに伴う変更手続は不要です。
歩留り通知書の再交付を希望される場合は、通知を受けた税関にご相談ください。

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問7】

オーストラリアから輸入している製造用原料品と、TPP11協定（CPTPP）発効後にTPP11 協定（CPTPP）締約国から譲許の便益を適用して輸入する製造用原料品を混じて使用する場合、関税暫定措置法第9条の2第4項に規定された混用使用には当たらないと考えてよいか。

【答】

- 関税暫定措置法第9条の2第4項に規定された混用使用は、内国貨物である製造用原料品であって譲許の便益の適用を受けていないものと、譲許の便益の適用を受けて輸入された製造用原料品とを混じて使用することです。
 - 譲許の便益の適用を受けて輸入された製造用原料品同士を混じて使用することは、同条項に規定された混用使用には当たりません。
- ※参考 関税暫定措置法基本通達9 の2—12（1）

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問8】

TPP11 協定(CPTPP)発効前にTPP11 協定(CPTPP)締約国から輸入した製造用原料品とオーストラリアまたはTPP11 協定(CPTPP)締約国から譲許の便益を適用して輸入した製造用原料品を混じて使用する場合、関税暫定措置法第9条の2第4項に規定された混用使用に当たるか。

【答】

- 関税暫定措置法第9条の2第4項に規定された混用使用は、内国貨物である製造用原料品であって譲許の便益の適用を受けていないものと、譲許の便益の適用を受けて輸入された製造用原料品とを混じて使用することです。
- 問で想定されている状況は上記の定義に該当し、関税暫定措置法第9条の2第4項に規定された混用使用に当たります。
※参考 関税暫定措置法基本通達9 の2—12(1)

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問9】

問8の取扱いの場合、製造終了届において原産国を分けて記載する必要はあるか。

【答】

- TPP11 協定(CPTPP)発効前にTPP11 協定(CPTPP)締約国から輸入した製造用原料品は、「混じて使用する同種原料品」として記載します。
- なお、TPP11 協定(CPTPP)発効後については、譲許の便益を適用して輸入した製造用原料品は、原産国を区別せず記載して差し支えありません。

経済連携協定の発効に伴う承認工場に係るQ & A

【問10】

譲許の便益の適用を受けずに輸入された製造用原料品が蔵置されたタンク等に、譲許の便益を適用して輸入された製造用原料品を搬入することは可能か。

【答】

- 同一のタンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、保税蔵置場における貨物の同時蔵置（関税法基本通達42-3）の例に準じて取り扱うこととなり、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り可能です。
- なお、当該譲許の便益の適用を受けた製造用原料品の搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行之、かつ記帳を適切に行わなければならないとされています。
※参考 関税暫定措置法基本通達9 の2－14

最後に

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

税関では、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL：050-3530-8387

長崎税関監視部保税地域監督官

TEL：095-828-8656

E-mail：nagasaki-kan_kanri@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

